

兵高教組 2019年9月17日  
**人勧速報 No.1**  
 調査情報 9号

兵庫県高等学校教職員組合調査部  
 TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185  
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com  
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

第1回 人事委員会交渉 勧告時期は10月中旬になる見通し

# 公正な公民比較で、生活改善につながる勧告を!

9月10日、高教組は兵庫教組とともに今年度の第1回人事委員会交渉をもちました。冒頭で兵庫教組 三上委員長が、人事委員会勧告に向けた要求書を提出し、続いて挨拶をしました。兵庫教組がこの夏に8つの市教委と懇談する中で、「教育を良くするには予算が大切」「働き方を改革するには、父母の理解も得られている今がチャンス」ということが共通認識になったと話した上で、私たちの労働基本権制約の代償機関である人事委員会として、現場の要求をしっかりと受けとめ、教職員の士気が高まる勧告を出すよう強く求めました。

高教組 岡本書記長は、昨年の公民比較方法の見直しの不当性を訴え、比較方法を元に戻すことと、すべての教職員の賃金改善につながる勧告を求めました。次回交渉は9月19日(木)です。



## すべての教職員の賃金改善、超勤解消に向けた勧告を

組合側から、両書記長が今年の人事委員会勧告に向けての要求書の趣旨説明をし、続いて参加者から勧告に対する要求を伝えました。(要旨)

- 公民比較方法を2017年度までのやり方に戻すべき。そうして、県当局が『行革』カットは終わった」としながら2018年4月以降も根拠なく削減を続けている地域手当1.5%分を含む公民較差を、きちんと出してほしい。
- 2015年4月の「総合的見直し」に伴う地域手当引き上げが、十分に引き上げられていない。直ちに引き上げを。
- 国の人事院の勧告では、30歳台半ばから上の給料表の改善がない。しかも、再任用者は一時金の改善もない。高齢者、再任用の待遇改善の勧告を。
- 現給保障を廃止すると、月1万円以上の賃下げになる人が出てくる。廃止は納得できない。現給保障を維持する勧告を。

○2018報告にあった「勤務時間の把握が十分になされていない状況」は、改善されているとは決して言えない。改正された労働安全衛生施行規則にある「タイムカードによる記録…等の客観的な方法…で把握すること」を管理職に義務づけた。超勤縮減に向けた前提となる勤務時間把握の抜本的な改善を求める勧告を強く求める。

○せっかく学校開庁日を設けても、自分で年休などを取らないといけない。年休の付与日数が少ない非常勤職員などが特に困っている。夏季休暇の拡充を求める勧告を。

**人事委員会宛の要求署名(団体署名)を9月中旬に集約しましょう!**

## 西村事務局長からの回答(要旨)

西村事務局長の回答の主なもの(要旨)

◇人事院勧告は基になる。人事院勧告は、6年連続の引き上げ改定。本県の実情を勘案しながら、鋭意精査中、個々の要求項目に具体的に答えられる段階でない。今も、現場の実情・意見をお聞きした。その趣旨を踏まえて検討していきたい。

◇公民比較については、昨年、客観的な指標に基づいて方法を見直した。今年も見直し後の方法で。

◇中立かつ公正な第三者機関としての使命が果たせるように、適切な勧告・報告になるよう検討していきたい。

## 教職員の頑張り、切実な思いに寄り添って

最後に高教組 小野委員長がまとめのあいさつをしました。(要旨)

これまで、人事委員会の会見を通して、県教委との確定交渉をすすめるにあたって非常に大切な確認というものをつくもさせてもらっている。私たちが人事委員会会見に臨むスタンスは、このような人事委員会との信頼関係の上に成り立っていることは全く変わりがない。

ただ、昨年の人事委員会の勧告では、知事の要請を受けてそのタイミングでの公民比較の見直しがなされ、私たちにとって積年の要求であった県「行革」カットの完全回復が、結果としてなきものになった。これは到底受け入れられるものではない。

そして今日、局長は「今年度についても、公民較差は昨年の見直しに基づいて算出する」と回答されたが、道理なき賃金削減を10年以上受けてきている私たちの切実な思いに、ぜひ寄り添ってほしい。

公民比較方法が元に戻されなければ、昨年同様、県「行革」の地域手当のカット分が実質上継続されることになる。また、昨年度は較差を超えて給与改定をおこなったから、今年度比較方法を戻さなければ、逆較差になる可能性が高い。そうやって昨年賃金を上げた分を今年返ささいということになると、昨年の賃金改定の意味がなくなる。本当にぎりぎりのところで仕事をしている私たちの頑張っている姿勢に、ぜひ寄り添っていただきたい。

局長からの、比較方法の見直しについての回答は、再検討をお願いして、まとめのあいさつとする。

## <人事委員会への重点要求>

1. 昨年度変更された公民比較方法を元に戻し、県「行革」による地域手当1.5%削減が実質的に続いていることを含め、本県の公務員に実際に支給されている賃金と民間賃金を公正に比較して勧告を出すこと。
2. 民間給与実態調査および公民比較を、比較対象業務を含めて2017年度までの通りに行い、県「行革」による地域手当1.5%削減が続いていることを明確に示すような勧告を行うこと。
3. 先延ばしされている「給与制度の総合的見直し」による地域手当改善が直ちに実施されるような勧告を行うこと。
4. 現給保障制度の維持につながる勧告を行うこと。
5. 本県の公務員の生活実態に見合った賃金・諸手当の改善につながる勧告を行うこと。住居手当を改悪しないこと。
6. 公民較差の解消については、現給保障額の改善や月例給の改善など、すべての職員に配分するよう勧告すること。
7. 高齢層の賃金抑制・引き下げの勧告を出さないこと。
8. 青年教職員の賃金を大幅に引き上げる勧告を出すこと。
9. 正規職員と同等の職責を負って現場を支える臨時教職員の賃金・労働条件を抜本的に改善し、定数内の臨時教職員は正規採用して違法状態をなくすよう、知事並びに教育委員会に要請すること。
10. 職場の同僚性を破壊し、教育の質を著しく劣化させる成績主義賃金の導入を進める勧告・報告を行わないこと。
11. 再任用制度について、安心して暮らせる雇用と賃金を保障する勧告をすること。
12. 労働時間の客観的で正確な把握を徹底するなど、超過勤務の根絶・縮減をはじめとした勤務条件改善にかかわる勧告を行うこと。
13. 年休を完全取得しやすくするための工夫、子育て支援休暇の改善、病欠休暇のいわゆるクーリング期間を国並みにすることなど、休暇制度の改善を図る勧告を出すこと。
14. 定年延長について、賃金抑制を伴うような勧告・報告をしないこと。

**あなたも高教組へ。すべての教職員の賃金・待遇の改善のために、高教組で一緒にとりくみましょう!**